

令和2年分年末調整の準備について

令和2年分より従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」の用紙が「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」となりました。

必要に応じて提出してください。

<扶養控除等（異動）申告書>

提出する人・・・本年中に給与を受ける全ての給与所得者

（令和2年分はすでに会社等に提出されていると思います。）

- 扶養控除等申告書は平成28年分より個人番号（マイナンバー）の記載が義務づけられましたが、すでに提出済みのひとは、「マイナンバーは給与支払者に提出済みのマイナンバーと相違ありません」などの記載を余白にすることで、個人番号欄へマイナンバーを記入しなくてもいいこととなっています。
- 年の途中で扶養親族等に異動があれば令和2年分扶養控除等申告書を追加訂正してください。
- 令和3年分扶養控除等申告書は令和3年1月からの給料計算に用いますので、必要事項を記入し速やかに提出してください。源泉控除対象配偶者の要件にご注意下さい。

源泉控除対象配偶者とは、あなたの所得が900万円以下で、かつ配偶者の所得が95万円以下の配偶者が該当します。

- 年の途中で採用された人で本年中にほかで給料をもらっていた人は、その事業所で今年の源泉徴収票を取り寄せてください。
- 扶養親族等がない場合や自分の年間収入が103万円未満であっても、扶養親族等（異動）申告書は必ず提出してください。提出がない場合は、高い税率を適用することとなります。
- 住宅借入金等控除は、初年度は確定申告で行いますが、2年目からは年末調整で行います。借入をしている金融機関から住宅資金に係る借入金の年末調整等証明書を取り寄せて、税務署からすでに送られてきている住宅借入金等特別控除申告書の該当年分と併せて会社に提出してください。

<保険料控除申告書> （裏面に記載）

提出する人・・・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの保険料控除を受ける人

- 各保険会社などから送られてくる、令和2年（2020年）分の保険料控除証明書等を添付してください。
- 生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険料などであなたが支払ったものも含まれます。

<基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書> （裏面に記載）

提出する人・・・年末調整を受けようとする人

- 次に該当する人は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 - ①あなたの合計所得の見積額が、1000万円を超える場合
 - ②配偶者の合計所得の見積額が、133万円を超える場合
- 所得金額調整控除を受けることができるのは、次に該当する人です。
 - ①あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合かつ次に該当する人
 - ①あなた又は同一生計配偶者又は扶養親族に特別障害者がいる場合
 - ②23歳未満の扶養親族がいる場合

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	あなたの名前
	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に併せて記載してください。
 ① あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が33万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の両方を記載してください。
 ② 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。
 ※「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に併せて記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は、あなたの配偶者も「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与	円	円
(2) 雑所得	円	円
あなたの合計所得金額(1)と(2)の合計額	円	円

○ 控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅰ	48万円
基礎控除の額	32万円
	16万円

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の次の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の生年月日	配偶者の住所
奥さん又はご主人の名前 マケンバ・生月日と記入	昭和 平成	又は住所又は居所 又は住所又は居所

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与	円	円
(2) 雑所得	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額	円	円

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅱ	48万円
配偶者特別控除の額	6万円
	2万円
	1万円

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

○ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付けて、その項目にチェックを付けた項目について記載してください。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

要件	控除額
あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	90万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	90万円超 950万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	950万円超 1,000万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	1,000万円超 2,400万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	2,400万円超 2,450万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	2,450万円超 2,500万円以下

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅰ	48万円
基礎控除の額	32万円
	16万円

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅰ	48万円
配偶者特別控除の額	6万円
	2万円
	1万円

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付けて、その項目にチェックを付けた項目について記載してください。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

要件	控除額
あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	90万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	90万円超 950万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	950万円超 1,000万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	1,000万円超 2,400万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	2,400万円超 2,450万円以下
扶養親族等(右の★欄及び★欄を記載)	2,450万円超 2,500万円以下

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の生年月日	配偶者の住所
奥さん又はご主人の名前 マケンバ・生月日と記入	昭和 平成	又は住所又は居所 又は住所又は居所

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

扶養親族で他の人の扶養
親族とした人であっても
記入して下さい

すでに「扶養控除申告書」に記載している時は
「扶養控除申告書」とおなじと記入

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

扶

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要はありません。
この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についての注意」等をよく読んでください。

令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名)	会社の名前		あなたの生年月日	年	月	日	従たる給与についで の扶養控除等申告書の提出 については、〇印を付け てください。
	給与の支払者の法人(個人)番号	会社の名前		世帯主の氏名	忘れずに記入			配偶者の有無 有・無
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	会社の住所		あなたの個人番号	あなたの個人番号 (マイナンバー)			勤務学生に該当する場合は、 以て「○」を記入してください。
区分	あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが あなたの所得が 900万円以下で 配偶者の所得が 95万円以下の人 が該当します。	個人番号	生年月日	住所又は居所	住所	住所	異動月日及び事由 (令和3年中に異動があった場合は、 記載してください。)	源泉控除 対象配偶者 (注1)
A	扶養している16歳以上の子、父母、母などの氏名を記入	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	収入金額を書いた時は 収入と記入	源泉控除対象配偶者 (注1)
B	扶養している16歳以上の子、父母、母などの氏名を記入	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	扶養している親族が外国に住 んでいる時は〇印、親族関係 書類の添付が必要であ る	源泉控除対象配偶者 (注1)
C	障害者、寡母、ひとり親又は勤労学生	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	障害者の氏名、障害の程度、障害者手帳の種別、交付日と記入	障害者、寡母、ひとり親又は勤労学生
D	他の所得者控除を受け扶養親族	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	男・大 昭・平	勤労学生の方は学校名、入学年月日、本年分の所得の見積額、記入 専門学校、各種学校の場合は、証明書を添付	他の所得者控除を受け扶養親族
主たる給与から控除を受ける								
1	源泉控除対象配偶者 (注1)	個人番号	生年月日	住所又は居所	住所	住所	収入金額を書いた時は 収入と記入	源泉控除対象配偶者 (注1)
2	障害者、寡母、ひとり親又は勤労学生	個人番号	生年月日	住所又は居所	住所	住所	障害者の氏名、障害の程度、障害者手帳の種別、交付日と記入	障害者、寡母、ひとり親又は勤労学生
3	他の所得者控除を受け扶養親族	個人番号	生年月日	住所又は居所	住所	住所	勤労学生の方は学校名、入学年月日、本年分の所得の見積額、記入 専門学校、各種学校の場合は、証明書を添付	他の所得者控除を受け扶養親族

扶養している親族が外国に住んでいる時は〇印、親族関係書類の添付が必要である
収入金額を書いた時は収入と記入
源泉控除対象配偶者(注1)
障害者の氏名、障害の程度、障害者手帳の種別、交付日と記入
勤労学生の方は学校名、入学年月日、本年分の所得の見積額、記入
専門学校、各種学校の場合は、証明書を添付
他の所得者控除を受け扶養親族

○住民税に関する事項(この欄は、地方自治法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平18.1.2以後生)

16歳未満の子の氏名と個人番号(マイナンバー)を記入して下さい

障害者控除の対象となる人は中校の障害者の欄にも人数を記入して下さい

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長
 給与の支払者の
 名称(氏名) 会社の名前
 給与の支払者の
 法人番号 会社の名前
 給与の支払者の
 所在地(住所) 会社の住所

(フリガナ)
 あなたの氏名
 あなたの住所

あなたの名前
 あなたの住所



保険の 会社名	保険等 の種類	保険等 の氏名	受取人の氏名		新・旧 区分	給与 の区分	給与 の金額	給与 の支払 者
			氏名	氏名				
一般の生命保険料	A	新保	新	旧	計(①+②)	③	40,000円	40,000円
介護医療保険料	B	旧保	新	旧	②と③のいずれ か大きい金額	④	50,000円	50,000円
個人年金保険料	C	新保	新	旧	計(⑤+⑥)	⑦	40,000円	40,000円
個人年金保険料	D	旧保	新	旧	⑤と⑥のいずれ か大きい金額	⑧	50,000円	50,000円
合計								

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

保険会社等 の種類	保険等 の種類	保険等 の氏名	控除額	控除額 の計算式	控除額 の金額
地震保険料	地震	旧長期	50,000円	⑤の金額(⑥)の金額が 10,000円を超える場合は、 ⑤ × 1/2 + 5,000円 ※	50,000円
社会保険料	社会保険	国民健康	15,000円		15,000円
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済	共済	120,000円		120,000円
合計					185,000円

生命保険料控除証明書を添付
 (新)でも(旧)でも控除できます

介護医療保険料控除証明書を添付
 (8万円以上は控除額が同じ)

個人年金保険料控除証明書を添付
 (新)でも(旧)でも控除できます

(旧)の方が
 控除額が多い

(旧)の方が
 控除額が多い

地震保険料控除証明書を添付
 旧長期損害保険も対象となります

地震保険は50000円まで
 全額控除できます

国民年金は控除証明書を添付
 生活を一新する親族が負担すべき国民健康
 保険料がご負担が支払ったものも含みます

証明書を添付

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。